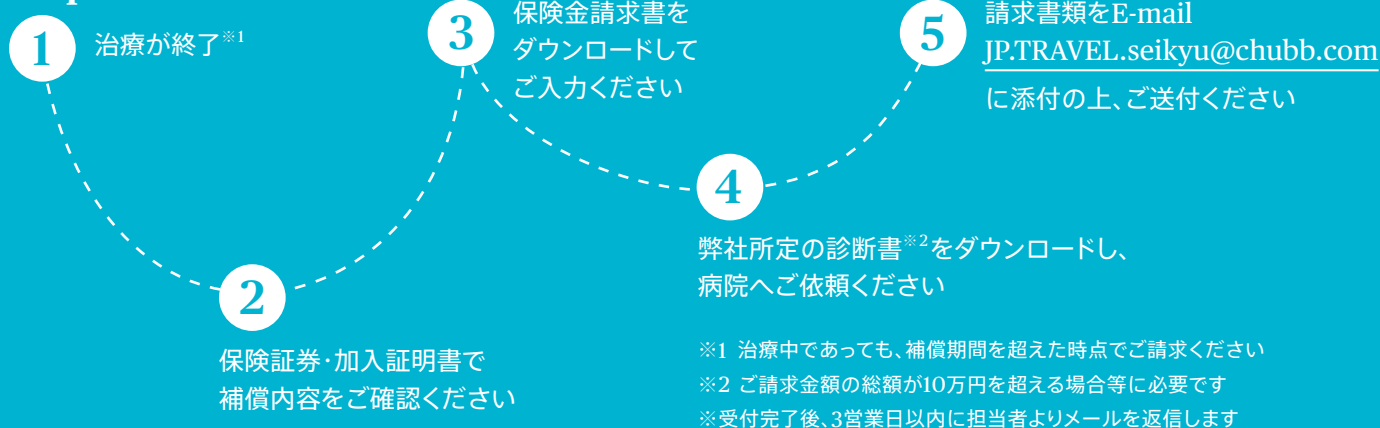


Chubb Domestic Travel Claims Quick Guide

国内旅行傷害保険 保険金請求クイックガイド

お怪我のご請求に必要な情報や書類をご案内いたします。下記のStepに従い、必要な書類をE-mailでご提出ください。

Step ▼



ご請求に必要な書類

補償内容	入院・通院・手術保険金	
	10万円以下	10万円超
ご請求金額		
請求書	○	○
診断書	—	○

※救護者費用等補償特約を付帯された契約では、旅行行程中のお怪我により14日以上継続して入院された場合、「救護者費用等保険金」として被保険者の親族が現地に赴くための交通費・宿泊費・通信費等をご請求いただけます。該当する費用を被保険者または親族が負担されている場合は、上記書類に領収証・費用を申告するメモを添付ください。

▶ [請求書はこちら](#)

▶ [診断書はこちら](#)



E-mail請求の手順

- 保険金請求書をダウンロードの上、パソコンに保存し、Acrobat Readerでファイルを開いてください。
※Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標です
- 保険金請求書に必要事項をご入力の上「メール作成」ボタンを押してください。
- 必要書類をご添付ください。
※保険金請求書をPDFで保存できない場合は、写真添付も可能ですが、写真のファイル名は「請求書」等内容がわかるようにしてください
- メール件名には、請求者名をカタカナで入力してください。(例:チャブタロウ)

E-mailでのご請求ができない場合

ご自身で封筒および切手をご用意いただき下記まで郵送をお願いします。

〈送付先〉
〒980-8790 日本郵便株式会社 仙台中央郵便局 私書箱11号
Chubb損害保険(株) 国内旅行傷害保険 保険金請求 行

保険金の受け取りについて

- 保険金請求書類到着から、通常1～2週間程度でご指定の金融機関に保険金をお支払いいたします。
- 保険金お支払い後に別途、支払案内を郵送でお送りします。
- 自然災害等による保険金請求が集中している場合や郵送でのご請求は、更にお時間をいただくことがあります。

〈ご連絡先〉 旅行保険 請求受付窓口 0120-091-313 (平日 9:00～17:00)

診断書が必要な場合

- ご請求金額が10万円を超える場合
- 複数の契約をご請求される場合
- 過去に2回以上保険金請求がある場合
- その他、契約状況・事故状況・傷病の状態により診断書のご提出をお願いする場合があります。

国内旅行傷害保険の主なご請求内容

入院保険金	入院保険金日額×入院日数をお支払いします。補償期間は事故日から180日間です。
通院保険金	通院保険金日額×通院日数をお支払いします。 補償期間は事故日から180日間で、支払限度日数は90日です。
手術保険金	入院中の手術は入院保険金日額×10倍を、 通院での手術は入院保険金日額×5倍をお支払いします。
※ 救援者費用等保険金	旅行行程中に被った傷害により継続して14日以上入院された場合、親族が現地へ赴くための費用等 (交通費、宿泊費、通信費等)をお支払いします。(救援者費用等補償特約付帯契約のみ)
